

なりたエコニュース

市が「ゼロカーボンシティ」を宣言

近年、地球温暖化が一因とみられる異常気象が発生しており、世界各地で災害が増加しています。このような気候変動は、全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」や「気候非常事態」とも言われ、地球温暖化対策は喫緊の課題となっています。

そこで市では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を11月25日に宣言しました。持続可能で地球環境にやさしいまちづくりに取り組み、豊かで多様な自然環境を未来につなげるため、地球温暖化対策を次の通り進めていきます。

- 脱炭素社会に向けて省エネルギー・再生可能エネルギーの利用を推進する
- 経済と環境の好循環を作り出し、地域の成長とともに豊かな自然環境を保全する
- 3R(Reduce・Reuse・Recycle)を推進する

市民や事業者の皆さんも、今まで以上に地球温暖化問題に関心を持ち、環境に配慮した取り組みへのご協力をお願いします。

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。



宣言書を持つ小泉市長とうなりくん

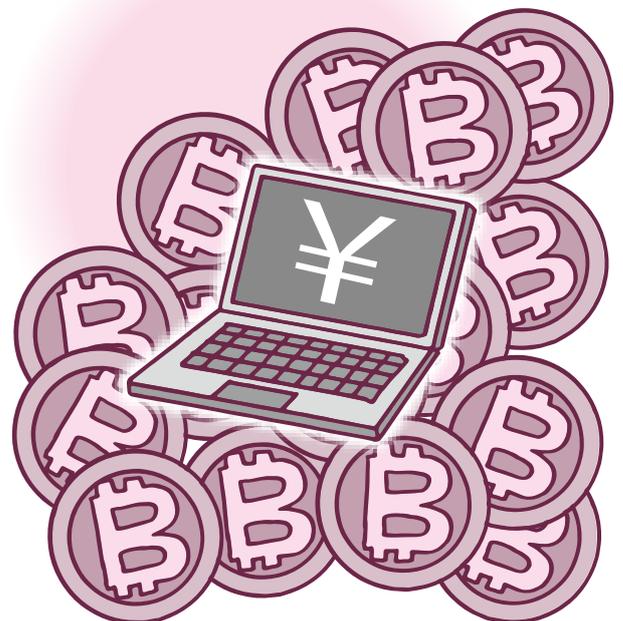
消費生活相談Q&A

暗号資産(仮想通貨)に関する投資話に注意

Q 友人から仮想通貨でもうける投資のセミナーを紹介されたので参加しました。セミナーでは主催者から50万円の自動売買ソフトの購入が必要であると言われ、不審に思いましたが「ほかの友人を紹介すれば紹介料がもらえ、すぐに取り戻せる」という話があったので、その場でソフトを購入しました。運用方法は後から教えてもらう事になっていましたが、その後主催者から連絡がありません。どうしたらよいでしょうか。

A 身近な人間関係を利用して販売組織を広げる取引を連鎖販売取引(マルチ商法)といいます。マルチ商法は、法律で定められた契約書(法定書面)を受け取った日から20日以内であればクーリングオフができます。今回の事例のように契約書を受け取っていない場合は、20日を過ぎた後でも可能です。仮想通貨に関する取引には詐欺的な投資話もあるので注意が必要です。知人や友人からの誘いであっても、取引の内容に不安がある場合は契約しないでください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



ジェネリック医薬品

切り替えて費用を軽減

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬の特許が切れた後に、新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。ジェネリック医薬品を使用することによって、一人一人の自己負担額の軽減につながります。

特徴やメリットを理解して、ジェネリック医薬品を使ってみませんか。

効き目や安全性は新薬と同等

ジェネリック医薬品の開発では、医薬品メーカーがさまざまな試験を行います。その結果、効き目や安全性が新薬と同等であると証明されたものだけが、厚生労働大臣によってジェネリック医薬品として承認されます。

切り替えることで自己負担額を軽減

新薬の研究開発には、9~17年の長い歳月と、200~300億円の費用を要するといわれています。薬の価格には、その莫大な開発費用が反映されています。

これに比べてジェネリック医薬品は、すでに有効性や安全性が確認されていることから、開発費用が安く抑えられます。そのため、価格は新薬に比べて3~5割程度安く、ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担額を減らすことができます。

ただし、全ての病気・新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではないので、切り替えられない場合もあります。まず

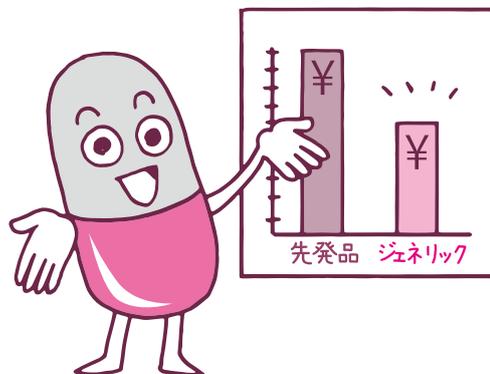
は医師または薬剤師に相談してください。

対象者には「ジェネリック医薬品に関する差額通知」を送付

市では「ジェネリック医薬品に関する差額通知」を12月下旬にはがきで送付します。これは、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい安くなるかをお知らせするものです。通知の対象は20歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

通知を希望しない人は、12月7日(月)までに保険年金課(☎20-1526)へ連絡してください。すでに送付を希望しない旨の連絡をしている人は必要ありません。

※くわしくは同課へ。

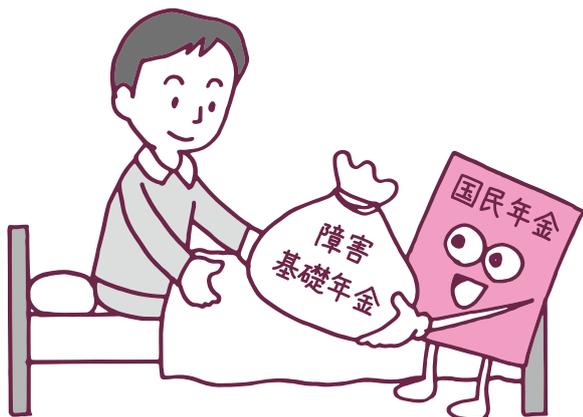


国民年金のサポート

老後だけではありません

年金には、障がいを負ったときや一家の支え手が亡くなったときなどに受給できる障害年金があります。

障害基礎年金は、国民年金加入中(加入していた人は60~64歳の期間も含む)に初診日がある病気や、けがで一定の障がいを負った人に支給されます。請求は、初診日から原則1年6カ



月以降(1年6カ月後が20歳未満のときは20歳以降)にできます。

障害基礎年金を受給するには、障がいの状態が基準以上であり、次の保険料納付条件のいずれかを満たす必要があります。

保険料納付条件

- 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、納付期間や免除・猶予期間などが3分の2以上あること
- 初診日に65歳未満の人で、初診日の前々月までの直近1年間に未納がないこと

20歳未満で障害基礎年金を受給する場合は、保険料納付条件はありません。また、初診日が厚生年金加入中であるときは障害厚生年金の対象になります。

問い合わせ先

国民年金加入中	第1号被保険者	保険年金課☎20-1547
	第3号被保険者	ねんきんダイヤル(全国共通)☎0570-05-1165
厚生年金加入中		ねんきんダイヤル(全国共通)☎0570-05-1165

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。